

財務 VOL.25

小規模企業共済の改正とメリットの再確認

顧問先から、節税のためには何をすればいいか？というご質問を受けることが多くありますが、個人事業主の節税として真っ先に思い浮かぶのは**小規模企業共済**です。すでに加入されている先生方も多いと思われそうですが、今年1月に**大きな改正**があったことはご存知でしょうか？

今回は、この改正のポイントについてご紹介させて頂くとともに、未だ加入されていない先生方のために、小規模企業共済の**多大な節税メリット**についてご説明させて頂きます。

改正のポイント 共同経営者の加入

先生が**個人事業主**である場合には、今回の改正により、以下の**3つの要件**を全て満たす方は、「**共同経営者**」として、**2人まで**小規模企業共済に加入できることとなりました。

I…先生が小規模事業者（常時使用する**従業員の数が5人以下**）であること

※ 実務上は、加入の際、厳密に人数確認が行われる訳ではございません。

II…**事業の重要な決定**に関与していること、又は**事業に必要な資金を出資**していること

III…事業に従事することにつき**報酬を受けていること**

親族等に「専従者」給与を支払っている場合、基本的には上記の要件を満たすことになると思われます。「共同経営者」として加入した場合、**3年ごと**に、その方が共同経営者として事業に従事しているかどうかの**書面**を提出する手間はございますが、「専従者」給与として報酬をお支払されている以上、事業主同様の節税メリットを享受できますので**加入しない手はない**といえます。

メリット① 小規模企業共済等掛金控除

ここからは、すでにご存知の先生方も多いと思われそうですが、今一度、小規模企業共済の**多大な節税メリット**についてご説明させて頂きます。

まず、「**小規模企業共済等掛金控除**」がございます。

これは、その年中に支払った掛金全額を課税される所得金額から差引くことができる仕組みで、例えば、事業所得（≒ 医療の儲け）が1,500万円である方が、毎月7万円（上限）の掛金を支払った場合、所得税等を**年間36万円軽減**することができます。

メリット② 退職所得

次に、出口でのお話ですが、先生方が事業を廃止した際に

手続を行って受給される共済金等に係る所得が「**退職所得**」として扱われることにより、**所得税等が大幅に軽減**されるというメリットがあります。

※ 退職所得は、支払を受ける金額から退職所得控除額（**40万円×掛金の払込年数**）を控除し、これに**2分の1**を乗じて計算します。

例えば、15年間、毎月7万円の掛金を支払った先生が廃業された場合を考えてみましょう。

イ)…メリット①でご説明させて頂いた所得税等の節税額累計 = 540万円
ロ)…運用益（共済金1,408万円－支払った掛金の合計額1,260万円） = 148万円
ハ)…共済金1,408万円の受給の際に課される税金 = 74万円
よって、**1,260万円**の掛金を支払ったことにより享受できる効果額（イ+ロ-ハ） = **614万円**

運用益としては決して高い水準とは言えませんが、節税効果まで含めて考慮した場合、これほど高利回りの金融商品がありますでしょうか？

メリット③ 一時所得

万が一、本来の退職金目的ではなく、どうしても資金が必要となり**短期間で任意解約**する場合であっても、受給する「解約手当金」は通常に比べ所得税等が軽減された「**一時所得**」として扱われるため、**メリットこそあれ損をすることはございません。**

※ 一時所得は、受給金額から特別控除額（最高**50万円**）を控除し、これに**2分の1**を乗じて計算します。

例えば、2年間、毎月7万円の掛金を支払った先生が任意解約された場合を考えてみましょう。

イ)…メリット①でご説明させて頂いた所得税等の節税額累計 = 72万円
ロ)…掛金のうち払戻されない金額（支払った掛金累計額168万円の20%） = 34万円
ハ)…解約手当金134万円の受給の際に課される税金 = 18万円
よって、享受できる効果額（イ-ロ-ハ） = **20万円**

このように、小規模企業共済が**節税の観点からいかに優れた金融商品であるか**おわかり頂けたのではないのでしょうか。未だご加入されていない先生方は、是非一度ご検討下さい。

■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、ぜひお問合せ下さい。

また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。

★ 詳しくは、[医院経営 解決Navi](#) [検索](#) をご覧下さい！！